

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和7年1月20日（令和7年（独情）諮問第9号）

答申日：令和8年10月16日（令和8年度（独情）答申第24号）

事件名：特定日付「本学施設の侵入事案について」のお知らせの作成過程が記録された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月26日付け第2024-49号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の特定又は推測が可能となるおそれのある記載及び資料は省略する。

（1）総論

決定理由の提示が不十分であること

行政手続法（平成5年法律第88号）8条は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。この規定で提示が求められている処分の理由は、通常、単に法律の条項を記載するのみでは足りず、開示請求に係る法人文書として特定された法人文書中のどのような情報がどのような根拠で不開示情報に該当すると判断したのかを具体的に知り得るものとする必要があると解される。

（2）各論

本開示請求は、「特定年月日付けで「東京大学」の名義によりウェブサイトに掲載された「本学施設への侵入事案について」のお知らせに関し、その作成の過程（当該お知らせに記載されている事案に係る事実確

認の状況を含む。)が記録された文書」(以下「本学施設への侵入事案について」のお知らせを「本件お知らせページ」といい、当該お知らせに記載されている事案を「本件事案」という。)の開示を請求したものである。処分庁はこれに対し、「請求にかかる文書は、法人文書として保有しておらず不存在」であるとして不開示決定した。

まず、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に開示請求に係る法人文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、当該文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由を示すことが求められるとされる。しかしながら、本開示請求についての不開示理由は、単に開示請求に係る法人文書を保有していないという事実を示すにとどまっており、行政手続法8条1項の趣旨に照らして適切さを欠くものである。

ところで、本件お知らせページの主張するところによれば、本件事案は、「特定年月日の前日、学生を含む複数名が本学施設(安田講堂)内に侵入し、制止しようとした警備員が怪我を負ったことにより、警察に通報する事態が生じ」たというものである。当該事案については、特定法人の特定SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。以下同じ。)に投稿がなされているほか、特定年月日の前日には特定新聞の特定SNSにおいて、投稿がなされており、相当な社会的関心を集めている状況にあったものと言える。さらに、本件お知らせページが掲載された特定年月日は土曜日であり、こうした状況を受けた急遽の対応として掲載がなされたことを窺わせる。

このような状況において、処分庁がウェブサイトに掲載するお知らせを作成するにあたり、特定の担当者が個人で判断するようなことは考えられないのであって、事実確認や文面の決定等が相応の責任者を含めた体制で行われていたとみるのが自然である(本件お知らせページには「このページの内容に関する問い合わせは本部広報課までお願いします。」と記載があり、本部広報課が担当であることが窺える一方、警備員に関する事項の所管は東京大学本部事務組織所掌事務規程(平成19年6月29日東大規則第12号)別表において「危機管理及び学内警備に関する連絡調整」が所掌事務の一つとされている本部総務課であると考えられるから、これらの課の間における協議等が行われていた可能性もあると考えられる。)。そして、その過程において電子メールや打合せメモ等が一切作成・使用されなかったということも考えにくく、開示請求に係る法人文書が存在しないとする不開示決定に疑問がないとは言えない。

以上のことから、本開示請求については、開示請求に係る法人文書を

あらためて探索・特定した上で、これを開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日付け「本学施設への侵入事案について」のお知らせに関し、その作成の過程が記録された文書」である。東京大学（以下、第3において「本学」という。）は、この開示請求に対し、「請求にかかる文書については、法人文書として保有しておらず不存在。」とする原処分を令和6年8月26日に行った。

これに対し、審査請求人は、令和6年11月8日受付けの審査請求書により、開示決定を取消し、対象文書の開示を求めている。

2 審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、審査請求書において、「単に開示請求に係る法人文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、当該文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由を示すことが求められるため、行政手続法第8条の趣旨に照らして適切さを欠くものである。本件事案は、特定年月日特定時間に特定法人の特定SNS、特定年月日特定時間に特定新聞の特定SNSに投稿がなされており、相当な社会的関心を集めている状況であり、本件お知らせページが掲載された特定年月日は土曜日であり、こうした状況を受けた急遽の対応として掲載がなされたことを窺わせる。このような状況において、処分庁がウェブサイトに掲載するお知らせを作成するにあたり、特定の担当者が個人で判断するようなことは考えられないのであって、事実確認や文面の決定等が相応の責任者を含めた体制で行われていたとみるのが自然である。その過程において電子メールや打合せメモ等が一切作成・使用されなかったということも考えにくく、開示請求に係る法人文書が不存在であるとする不開示決定に疑問がないとは言えない。本件開示請求については、開示請求に係る法人文書を改めて探索・特定した上で、これを開示すべきである。」旨を主張する。

本件開示請求内容は、「特定年月日付け「本学施設への侵入事案について」のお知らせに関し、その作成過程が記録された文書」であり、本学としては、担当部署のほうに、掲載文書及びそれに関連する作成過程が記録された文書の提出を依頼した。確認したところ、本学ウェブサイトに掲載した掲載文以外の法人文書保有していないとのことであったため、「請求にかかる文書については、法人文書として保有しておらず不存在。」とする不存在決定としたところである。

審査請求を受け、担当部署のほうに、改めて開示請求内容の文書を確認したが、執務室、書庫及び共有フォルダ等を探索したが、該当する法人文書は見当たらなかった。

また、本案件については、本学の管理する施設等における安全や保守、犯罪の予防を含む事務の適正な遂行に支障が生じる案件であり、本来は「存否応答拒否」に関する情報に該当するところ、事案をウェブサイトにて公表したため、本学としては「存否応答拒否」とせず、「不存在」とした不開示決定を行ったものであることを申し添える。

したがって、開示請求にかかる文書については、法人文書として保有しておらず不存在であり、不存在とした本学の不開示決定は妥当であると判断する。

3 結論

以上のことから、本学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年1月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 令和8年6月25日 | 審議 |
| ④ | 同年8月27日 | 審議 |
| ⑤ | 同年10月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、上記第2の2（2）のとおり、処分庁がウェブサイトに掲載するお知らせを作成するに当たり、事実確認や文面の決定等が相応の責任者を含めた体制で行われたはずであるから、そのような文書を開示すべきであるとして審査請求を行ったが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- （1）当審査会において、特定年月日付けで、「東京大学」のウェブサイトに掲載された「「本学施設への侵入事案について」のお知らせ」（本件お知らせページ）を見分したところ、「本部コミュニケーション戦略課」、「掲載日：特定年月日」の後に、記事の記載があり、さらに「特定年月日」及び「東京大学」の記載が認められる。

審査請求人は、このような記事のウェブサイトへの掲載について、特定の担当者が個人で判断するようなことは考えられず、事実確認や文面の決定等が相応の責任者を含めた体制で行われていたとみるのが自然であると述べ、学内警備に関する担当部署等との間における連絡、協議等が行われた過程において、電子メールや打合せメモ等が一切作成又は使用されなかったということは考えにくく、処分庁の説明に疑問がないと

はいえないと主張している。

- (2) そのため、当審査会事務局職員をして諮問庁に、本件お知らせページがウェブサイトへ掲載された経緯について、確認させたところ、おおむね次のとおり説明する。

ア 特定年月日、前日夜間に発生した本件事案について、特定部局から役員及び担当部署職員に対し、メールの送受信により情報共有が行われた。

イ 当該事案の事実関係について、ウェブサイトに掲載すべき本件お知らせページの文章の文案につき、メールの送受信による協議が行われ、文案確定後、担当課に対し、ウェブサイトへの掲載依頼が行われた。

なお、ウェブサイトにお知らせを掲載するに当たっては、掲載件数や即時性を考慮し、決裁手続は行われていない。

- (3) また、上記(2)の掲載文案の作成に係る担当部署間でのメールの送受信等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該メールについては、文書管理上、特定の法人文書ファイルに分類され保存及び管理されているものではないが、開示請求受付当時、組織として共用されていた旨説明する。そうすると、東京大学が保有すると諮問庁が説明するメールについては、本件対象文書に該当する文書として特定すべきものと認められる。

- (4) 以上により、東京大学において、本件対象文書に該当する文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

- (1) 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、法人文書として保有しておらず不存在、とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても、理由として付記することが求められる。

本件では、新たに特定すべき文書が見つかったとされたものの、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

(2) また、審査請求人は、審査請求書において、本件お知らせページを作成するに当たり、担当部署の間で協議等が行われた可能性があり、その際、電子メール等が使用された可能性があるとして指摘していた。これに対し、諮問庁は、当初、理由説明書において、処分庁の担当部署に法人文書の探索を依頼したが見当たらなかったなどと主張していたのに、当審査会事務局職員から再度確認を求められると、ウェブサイトへの掲載文案についての協議の際などにメールの送受信による協議等が行われたと回答し、新たに特定するとするが、このような諮問庁の対応は、不誠実なものといわざるを得ない。

処分庁及び諮問庁は、今後の開示決定等及び審査請求への対応に当たっては、慎重かつ適切に対応することが強く望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

別紙

1 本件対象文書

特定年月日付けで「東京大学」の名義によりウェブサイトに掲載された「本学施設への侵入事案について」のお知らせ（「本件お知らせページ」）に関し、その作成の過程（当該お知らせに記載されている事案に係る事実確認の状況を含む。）が記録された文書

2 改めて開示決定等をすべき文書

本件お知らせページをウェブサイトへ掲載するに当たり、担当部署間で文案協議等したメール